

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 調査の結果が著しく異なることとなる場合の改正

一 航空機騒音影響度レベルを時間帯補正等価騒音レベルとし、時間帯補正等価騒音レベルについて、当該特定空港において離陸し、又は着陸する航空機による騒音の影響度を算定するものとする。

二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第二条第二項の調査の結果が著しく異なることとなる場合について、時間帯補正等価騒音レベルの差が四デシベル以上となる場合に改めるものとする。

(第二条関係)

第二 航空機騒音障害防止地区とすべき地域及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定める基準の改正

航空機騒音障害防止地区とすべき地域及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定める基準を時間帯補正等価騒音レベルの値に改めるものとする。

(第三条第一項第一号関係)

第三 附則

一 この政令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 所要の経過措置を定めること。

(附則第二項及び第三項関係)